

事務連絡
令和2年7月10日

各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県・指定都市
要保護児童生徒援助費補助金担当課
高等学校等就学支援金担当課
高校生等奨学給付金担当課
高等学校進路指導担当課 御中

文部科学省
初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム
高等教育局学生・留学生課
高等教育局私学部私学助成課

令和2年7月豪雨により被災した児童生徒等への修学支援に係る事務の
取扱いについて

この度、参考資料のとおり、「令和2年7月豪雨における被災地域の児童生徒等の就学
機会の確保等について（通知）」（令和2年7月7日付け2文科施第133号文部科学省
初等中等教育局長等通知）を発出したところです。

当該通知において、児童生徒等に対する修学支援等について御対応をお願いしている
ところですが、その事務の取扱いに当たり、下記の事項について十分御留意いただくよう
お願いいたします。また、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人
等に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただきますようお願いいたします。

なお、被災した児童生徒等の修学支援に係る事務の取扱い等について、御不明点などご
ざいましたら、本件連絡先まで御連絡下さい。

記

1. 就学援助について

被災により、年度の中途において要保護児童生徒の認定を必要とする者については、
速やかに認定し必要な援助を行うよう配慮すること。また、被災により学用品等を消失
し当該学用品費等を再度給与することが必要な場合の経費は、要保護児童生徒援助費
補助金の補助の対象となること。

上記の要保護児童生徒に対する就学援助に準じ、年度の中途において準要保護児童
生徒の認定を必要とする者については、速やかに認定し必要な援助を行うとともに、関
連する支援についても適切に御対応いただきたいこと。

※被災した児童生徒への就学援助については、別紙1（Q&A）も御参照下さい。

2. 高等学校等就学支援金等及び高校生等奨学給付金について

高等学校等就学支援金等及び高校生等奨学給付金については、被災した高校生等の

状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮して柔軟に御対応いただくこと。
また、高等学校等就学支援金については、別紙2の「被災した生徒等に関する高等学校等就学支援金に関する取扱い」を踏まえて御対応いただきたいこと。

3. 高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）等について

被災により年度の中途において家計が急変した高校生等に対し、授業料減免措置等により被災した高校生等に必要な支援を行っていただきたいこと。

この場合、

- ① 公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）
- ② 私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金
- ③ 高校生等奨学給付金（家計急変世帯への対応）

のそれぞれ対象となり、本年度に申請いただければ国として支援を行うこととなるので、下記本件連絡先まで御相談願いたいこと。

4. 高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金について

卒業年次の高校生等については、進路指導に際し、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）や日本学生支援機構貸与型奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知いただきたいこと。なお、被災等により家計が急変した学生等については、急変後の所得により支援対象者を判定し、速やかに支援を開始できる仕組みを導入しており、大学等への進学後の在学採用で対応しているため、大学等への進学後、各大学等に直接問い合わせるよう、周知いただきたいこと（上記に加え、各大学等独自の支援が用意されている場合もあるため、その詳細を含め、各大学等に相談いただきたい）。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム

就学援助関係 : 03-6734-4671

就学支援金関係 : 03-6734-3578

奨学給付金関係 : 03-6734-3170

家計急変世帯への支援（公立高等学校等）

: 03-6734-3567

高等教育局私学部私学助成課

家計急変世帯への支援（私立高等学校等）

: 03-6734-2547

高等教育局学生・留学生課高等教育修学支援室

高等教育段階の修学支援関係

: 03-6734-3496

令和2年7月豪雨により被災した児童生徒への就学援助事務の取扱いに係るQ&A

1. 就学援助全般について

◆被災した児童生徒の「速やか」で「弾力的な」対応について

【問1】「令和2年7月豪雨における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（令和2年7月7日付け2文科施第133号文部科学省初等中等教育局長等通知）に、「通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと」との記載がありますが、具体的にはどのような対応をすれば良いのでしょうか。

準要保護者の認定に関して、令和2年7月豪雨により、経済的に就学困難な状況となったか否かの判断は、今年度については、年度当初の所得証明書等による「通常の手続き」では確認が困難となるため、例えば、以下のような手段を用いることにより、弾力的かつ速やかに認定することが考えられます。

<例>

- ・被災により死亡したことのわかる書類の確認による認定
（被災により、主たる家計維持者が死亡したことによる家計急変の場合など）
- ・被災により離職・休職したことがわかる書類の確認による認定
（被災により、主たる家計維持者が離職・休職せざるを得なくなったことによる家計急変の場合など）
- ・罹災証明書の確認による認定
（被災により、家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失、床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態を含む。）したことなどによる家計急変の場合など）
- ・被災により、市町村税の特別措置に基づく市町村民税、固定資産税等の減免を証明する書類の確認による認定 等

また、要保護者は、通常福祉部局により認定されますが、該当すると思われる児童生徒がいる場合には、必要に応じて福祉部局へ情報提供するなどの連携を図り、対応いただくようお願いします。

なお、令和2年7月豪雨により、新たに要保護者として認定された者について、要保護児童生徒援助費補助金に計上する場合は、支給人員・支給費目・補助金申請額等を通常分とは別に整理しておいてください。

【問2】同通知の「弾力的な対応」はいつ頃まで継続すべきなのでしょうか。

【答】

経済的に就学困難な状況かどうかの判断が、通常の手続きにより可能となり次第、従来の方法に移行することが適切と考えます。

例えば、今年度は【問1】に記載した例のような認定を行い、来年度については、所得証明書等により被災後の家庭の経済状況が確認でき次第、通常の手続きで認定を行うこととなります。

各自治体におかれては、地域の被災状況等を踏まえ、適切に御判断ください。

◆周知について

【問3】被災した児童生徒及びその保護者への就学援助制度等の周知をする際に、気を付けるべきことは何でしょうか。

【答】

新たに就学援助を受けるためには、原則として本人（保護者）の申請が必要になります。市町村教育委員会におかれては、ホームページや広報等での周知に加え、学校等を通じて、被災により就学援助の対象となる要件を明記した案内を改めて配布することなどを通じて、学校や保護者への周知を十分に行うことが必要と考えられます。

また、申請期間についても、罹災証明書の発行状況等を踏まえ、通常の手続き期間よりも長めに設定するなど、被災者に十分配慮し、できる限り申請漏れがないよう努めてください。

◆区域外就学について

【問4】被災したことにより、区域外通学をせざるを得なくなった者については、どちらの市町村において就学援助を実施すべきでしょうか。

【答】

就学援助費のうち、学用品費等については、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」において、市町村がその区域に住所を有する学齢児童生徒の保護者に対して援助を行う場合に、国は補助を行うこととなっています。このため、児童生徒の住所地の市町村が当該援助を行うこととなります。

一方、学校給食費及び医療費については、それぞれ「学校給食法」及び「学校保健安全法」において、必要な経費の援助は学校の設置者が行うこととなります。このため、就学援助事務は学校を設置する市町村が当該援助を行います。

なお、児童生徒の住所地と通学している学校の所在地の市町村が異なる場合には、児童生徒の住所地の市町村から、学校所在地の市町村へ就学援助事務を委託すれば、学校所在地の市町村が学用品費等もあわせて就学援助事務を行うことができます。

以上が、区域外就学の際の制度の基本となりますが、今回の令和2年7月豪雨により被災した児童生徒の状況は多様であることが想定されます。したがって、例えば以下のような弾力的な対応をとることも可能です。

<例>

- ・避難等により、児童生徒がその住所地とは異なる市町村に居住しており、当該市町村が設置する学校に通っている場合
⇒児童生徒の実際の居住地（避難先）の市町村にて就学援助を実施
- ・避難等により、児童生徒がその住所地とは異なる市町村に居住しているが、スクールバス等により、住所地の市町村が設置する学校に通っている場合

⇒児童生徒の住所地（避難元）にて就学援助を実施

※ 上記の例以外の場合などは、児童生徒の実際の居住地及び住所地の市町村で協議した上で、いずれかの市町村において就学援助を実施してください。

いずれにせよ、被災者に十分配慮し、支給漏れや二重支給が生じないようにご対応をお願いします。

2. 要保護児童生徒援助費補助金について

要保護者については、通常、修学旅行費や医療費を除き、生活保護（教育扶助）から給付されますが、何らかの事情で、修学旅行費や医療費以外の費目（学用品など）も就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）の対象としている場合には、以下もご参照ください。

◆災害救助法と就学援助法（要保護児童生徒援助費補助金）の関係について

【問5】 災害救助法に基づく「学用品」と要保護児童生徒援助費補助金における「学用品費等」の違いを教えてください。

【答】

災害救助法に基づく「学用品」は、「教科書」、「文房具」及び「通学用品」を対象としております。

一方、要保護児童生徒援助費補助金における「学用品費等」では、「学用品費」、「体育実技用具費」、「通学費」、「修学旅行費」、「新入学児童生徒学用品費等」、「通学用品費」、「校外活動費」、「クラブ活動費」、「生徒会費」、「PTA会費」、「卒業アルバム代等」、「オンライン学習通信費」を対象としています。

また、災害救助法に基づく「文房具」及び「通学用品」は、要保護児童生徒援助費補助金における「学用品費」、「通学用品費」、「（ランドセルや制服等を除く）新入学児童生徒学用品費等」に概ね該当します。

なお、令和2年7月豪雨から、要保護児童生徒援助費補助金の対象となっている者については、災害救助法に基づく「学用品」の給与の限度額（小学校4,500円、中学校4,800円）を超える学用品の喪失がある場合には、要保護児童生徒援助費補助金において再支給を実施することが可能です。

【問6】 被災により、新入学児童生徒以外の者がランドセルや制服を喪失してしまった場合においても、要保護児童生徒援助費補助金の対象になるのでしょうか。

【答】

令和2年7月豪雨以前から、要保護児童生徒援助費補助金の対象となっている者については、今回被災したことにより、「新入学児童生徒学用品費等」やその他の学用品

等を喪失したため、再支給することが必要な場合には、要保護児童生徒援助費補助金の補助の対象として差し支えありません。（つまり、通常は、「新入学児童生徒学用品費等」は就学予定者、小学1年生及び中学1年生が支給対象となりますが、今回被災したことによる再支給は、全学年を対象として構いません。）。

なお、学用品費等の再支給を受けた者については、支給人員・支給費目・補助金申請額等を通常分とは別に整理しておいてください。

【問7】令和2年7月豪雨以前から、要保護児童生徒援助費補助金の対象となっている者に対して、災害救助法に基づく「学用品」の給与を行った場合、要保護児童生徒援助費補助金の国庫補助上限額はどのようになるのでしょうか。

【答】

令和2年7月豪雨以前から、要保護児童生徒援助費補助金の対象となっている者に対して、災害救助法に基づく「学用品」の給与を行った場合、要保護児童生徒援助費補助金の再支給に係る学用品費等の国庫補助上限額は、予算単価から災害救助法に基づく「学用品」の給与に要した額を差し引いた額の1/2となります。

【要保護者に対して再支給を行った場合の国庫補助上限額の考え方】

<例1>小学5年生、4月1日付け認定、就学援助の学用品費単価11,630円（年額）、災害による学用品の損失が4,500円以上（災害救助法の上限以上）の場合

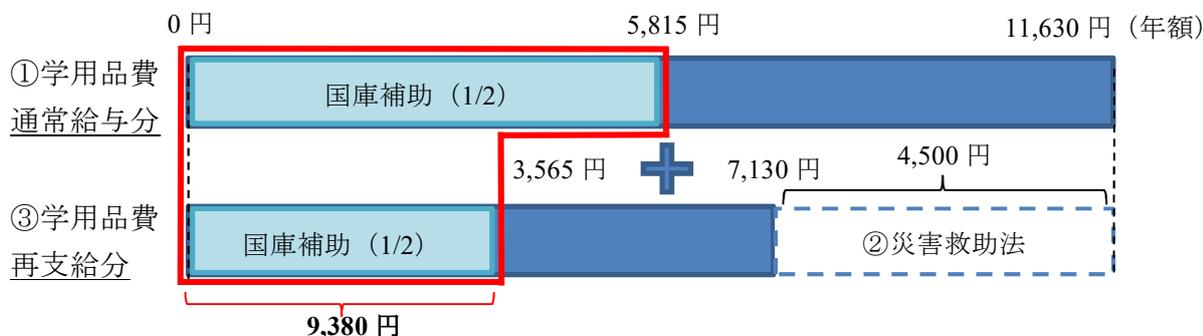
- ①就学援助による支給（4月1日～翌年3月31日）
 - ・「学用品費」 11,630円（年額）
- ②災害救助法による「学用品」の給与 4,500円（上限）
- ③就学援助による再支給
 - ・「学用品費」 11,630円（年額）



【国庫補助上限額】

$$\left\{ \begin{array}{l} \textcircled{1} 11,630 \text{ 円} \times 1/2 = \underline{5,815 \text{ 円}} \\ (\textcircled{3} 11,630 \text{ 円} - \textcircled{2} 4,500 \text{ 円}) \times 1/2 = \underline{3,565 \text{ 円}} \\ \Rightarrow 5,815 \text{ 円} + 3,565 \text{ 円} = \underline{\underline{9,380 \text{ 円}}} \end{array} \right.$$

※例1のイメージ図（学用品費のみの場合）



ただし、被災により新たに要保護者として認定され、学用品費等の支給を受けた場合は、「再支給」には該当しませんので、通常の要保護者に対する支給と同様に取り扱いいただいて結構です（つまり、災害救助法に基づく「学用品」の給与に要した額を差し引く必要はありません）。

【新たに要保護者となった者に対する支給の国庫補助上限額の考え方】

<例2> 小学5年生、10月1日付け認定、就学援助の学用品費単価11,630円（年額）、災害による学用品の損失が4,500円以上（災害救助法の上限以上）の場合

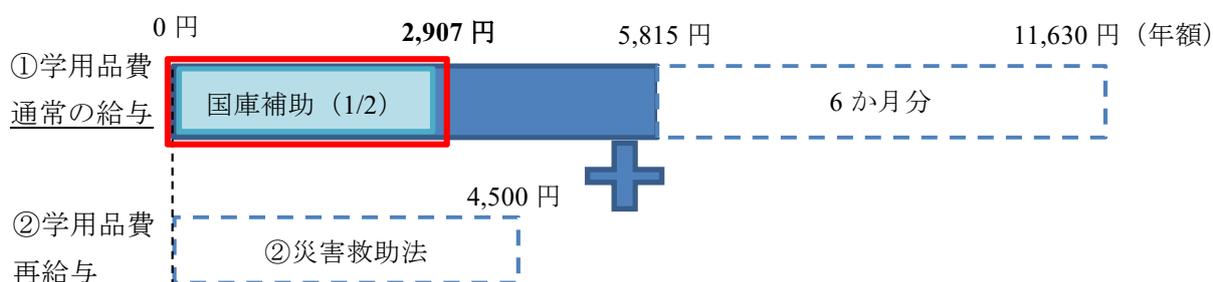
- ① 就学援助による支給
 - ・「学用品費」 5,815円（6か月分）
- ② 災害救助法による学用品の給与 4,500円（上限）



【国庫補助上限額】

① $5,815 \text{円} \times 1/2 = \underline{\underline{2,907 \text{円}}}$

※例2のイメージ図（学用品費のみの場合）



※ 上記<例1><例2>は、あくまで、再支給に係る国庫補助の上限額の考え方であり、実際に補助される金額は、市町村における単価設定や費目設定等の状況により異なります。

また、学用品費以外の費目（「新入学児童生徒学用品費等」や「通学用品費」）を再支給する場合には、「新入学児童生徒学用品費等」には「通学用品費」を含んでいるため、「新入学児童生徒学用品費等」と「通学用品費」を重複して再支給することは出来ませんので、ご注意ください。

なお、要保護児童生徒援助費補助金に計上する際には、被災によって要保護者となった者、及び被災前から要保護者で再支給を受けた者については、支給人員・支給費目・補助金申請額等を通常分とは別に整理しておいてください。

◆要保護児童生徒援助費補助金の申請時期等について

【問8】被災によって、新たに要保護児童生徒となった者について、要保護児童生徒援助費補助金に計上するタイミングはいつでしょうか。

【答】

すでに令和2年度要保護児童生徒援助費補助金の事業計画についてはご提出いただいているところですが、被災によって新たに要保護児童生徒となった者が生じた場合には、変更交付にて対応します。令和2年11月頃に文部科学省より照会する実施状況報告において、増加分を計上してください。

なお、被災によって新たに要保護者となった者については、支給人員・支給費目・補助金申請額等を通常分とは別に整理しておいてください。

ご不明な点等がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

(担 当)

○Q & A全般及び学用品費等について

文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム就学支援係

電話 03-6734-4671

○学校給食費及び医療費について

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課庶務・助成係

電話 03-6734-2693

被災した生徒等に関する高等学校等就学支援金及び 高校生等奨学給付金に関する取扱い

○ 申請期限に間に合わない場合

被災した生徒等からの就学支援金及び奨学給付金の申請については、各都道府県で設定する申請期間を延長するなど、柔軟に対応をお願いします。特に、就学支援金は原則、申請のあった月からの支給となりますが、申請が遅れる場合についても、以下を参考に柔軟な対応をお願いします。

就学支援金については、被災により市町村が課税証明書等（納税通知書、生活保護受給証明書等を含む。）を発行できないなど、保護者等の課税証明書等の取得の遅れによって、申請書の提出期限に間に合わない場合には、申請書のみを先に提出させ、課税証明書等は後に補填することにより対応する（申請日は申請書等の提出日とする）ことが可能です。（事務処理要領（第8版）38ページ）

また、被災により申請そのものに時間を要し、申請が遅れるような場合には、法6条3項に規定する、「やむを得ない理由」により申請することができなかった場合として対応することが考えられます。

「やむを得ない理由」により受給資格認定申請を行うことができない場合、申請が可能となってから15日以内に申請すれば、被災した日に遡及して認定をすることができるため、被災した生徒等の状況に応じた柔軟な対応をお願いします。（事務処理要領（第8版）38ページ）

なお、「やむを得ない理由」に該当すると判断されれば、罹災証明書の提出は必ず必要とされるものではありません。

奨学給付金についても、上記の就学支援金の取扱いに準じて対応いただきますようお願いいたします。

○ 保護者等が亡くなった場合

就学支援金においては、保護者等の変更について届出が必要となりますが、その際、生徒等の心情への配慮や、個別の事情に応じて、生徒等の意思を確認した上で、学校が生徒等の代わりに作成・提出していただくことは可能です。保護者等の変更の届出により、就学支援金の支給額が増額されるときは、収入状況届出書等の提出があった日の属する月の翌月分から（提出があった日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更されます。（事務処理要領（第8版）42ページ）

○ 授業料等の徴収における配慮について

原則、就学支援金は受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものであることや就学支援金制度の趣旨・目的に鑑み、就学支援金の支給より先に授業料を徴収する場合には、対象生徒等の支給額を推定し、あらかじめ就学支援金相当額を差し引いて請求することが基本です。例外的に就学支援金相当額を差し引かずに、授業料全額分を徴収する必要性が生じる場合であっても、従前よりお伝えしているとおり、授業料を負担することが困難な者に対しては、その徴収を就学支援金が支給されるまでの間、猶予するなど、被災した生徒・保護者等の負担にも十分に配慮するよう各学校に対して周知をお願いします。（事務処理要領（第8版）14～15ページ）

また、奨学給付金についても、従前よりお伝えしているとおり、できる限り早期に給付いただくとともに、学校徴収金などの徴収を奨学給付金が支給されるまでの間、猶予するなどの配慮を行っていただくよう各学校に対して周知をお願いします。

○ 生徒等の心情への配慮について

高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の申請書において、保護者等の収入の状況欄をチェックボックス方式とするなどと併せて、生徒等のプライバシー等への配慮をお願いしてきたところです。被災した生徒等の申請事務手続においても、生徒等の心情への配慮をお願いします。